

令和3年4月から子ども医療費の通院時助成対象を 中学3年生まで 拡大します!

申請 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111

令和3年4月からの変更点

●変更前(令和3年3月まで)

年齢区分	自己負担限度額		所得制限
	入院	通院	
3歳未満	上限なし		なし
3歳以上 就学前	上限なし	800円/月	
小学生	500円/日 (月7日上限)	1,200円/月	
中学生	500円/日 (月7日上限)	—	

●変更後(令和3年4月から)

年齢区分	自己負担限度額		所得制限
	入院	通院	
3歳未満	上限なし		なし
3歳以上 就学前	上限なし	800円/月	
小学生	500円/日 (月7日上限)	1,200円/月	
中学生	500円/日 (月7日上限)	1,600円/月	

※本人負担の限度額は、いずれも医療機関(薬局は除く)ごとにかかる金額です

※県外受診や公費医療適用の場合は、保険証の負担分を支払い、後日申請により差額を振り込みます

必要な手続きなど

令和3年4月に新中学2年生・3年生(平成18年4月2日～平成20年4月1日生まれ)になる生徒

11月中に申請書を郵送しますので、必要書類を提出してください。その後、令和3年3月中に医療証を郵送します。

※親子で住民票が異なる人はお問い合わせください

※マイナンバー記載の場合は簡易書留などをご利用ください

★必要書類

- ・申請書(11月中に郵送します)
- ・子どもの健康保険証(写し)

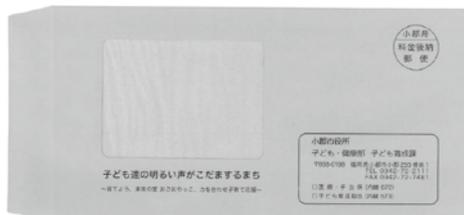
※令和2年1月2日以降に転入した場合でマイナンバーの利用を希望しない人は、平成31年(令和元年)分の生計維持者の所得証明書(源泉徴収票など)の写しが必要です

【提出締切】 **12月18日(金)**

ピンク色のこの封筒が届きますので、ご確認ください

次の人は申請の必要はありません

- ・ひとり親家庭等医療証を持つ人
- ・生活保護を受給中の人
- ・児童福祉施設入所中の人
- ・他市町村の子ども医療証を持つ人



令和3年4月に新中学1年生(平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ)になる児童または 重度障害医療証を持つ児童

令和3年3月中に医療証を郵送します。(手続不要)

※身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級および療育手帳B1かつ身体障害者手帳3級の申請を予定している人はお問い合わせください